

高額療養費制度の見直しを求める意見書（案）

国においては令和8年の特別国会において、高額療養費について、長期療養者への一定の配慮を規定した「健康保険法等の一部を改正する法律案」を提出した。一方で、政府は令和8年8月、令和9年8月の2段階で、高額療養費の自己負担限度額を引き上げることを予定しており、多数回該当や年間上限に該当しない場合の患者負担が現行より増加すること等が想定されている。そもそも現在の高額療養費制度においても、公的医療保険の中核制度であるにも関わらず、経済的な負担から治療を断念したり、生活の困窮に陥ったりする場合があります。憲法第25条の生存権保障の趣旨に適合するものとなっていない。

この問題については、現在の物価上昇などの経済社会情勢を踏まえ、的確な対応が必要である。特に、現役世代については、がんや難病を患うと家計における収入・支出への影響が大きく、収入減により教育費の負担をはじめ扶養に要する費用負担が増大することから、十分な配慮が必要である。

よって、国において、全ての国民が安心して医療を受けられる環境を整備するため、高額療養費制度の在り方の見直しについて、法改正等を行った上で、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 高額療養費に係る政令を定めるに当たっての考慮事項等を追加し、憲法第25条の生存権の趣旨を踏まえて、高額療養費制度が医療保険制度において国民の生命及び生活を守る上で欠くことのできない中核的な役割を果たすものとなるよう、高額療養費の支給要件、支給額等に関して必要な事項が定められるべき旨を明確にすること。
- 2 高額療養費の支給を受ける患者の収入とその変動状況、教育費等の支出、生活の実態の調査を行う、社会保障審議会が高額療養費の支給を受ける患者等の意見を聴取するなどの基本方針に基づき、高額療養費制度について抜本的な改革を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月13日

香 川 県 議 会